「非喫煙者と未成年の健康をタバコから守る法律」制定の公開アンケートにご協力を

謹啓,衆議院議員選挙への立候補に敬意を表します。

私たちの団体は,子どもの健康をタバコから守る活動を全国 的に行っているNPO団体です。今回立候補されるにあたり, 標記の件について公開質問をさせていただきたく、ご協力をお 願い申し上げます。(全国の選挙区候補者にお送りしました)

ご回答は,ご多忙の折に誠に恐縮ですが,6月18日までに,

Fax,あるいはemailでいただければ幸いです。

回答結果は、公平に集計し、マスコミ、及び本協議会会員に知 らせる他、本協議会のインターネット・ホームページ

http://www3.ocn.ne.jp/~muen/

で紹介し,各地の多くの方々にお知らせできればと存じます。

末筆ながら,選挙でのご健闘を祈念申し上げ,当選後は,こ の問題を含め,国民みんなが住みやすく,健康的な生活ができ るよう,国政にお力をお願い申しあげます。

特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会

〒540-0004 大阪市中央区玉造1-21-1-702 Tel, Fax06-6765-5020

全国禁煙・分煙推進協議会 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 1 -11-1

公開アンケ-

(Fax又はemailで**6月18日までに**返送いただければ幸いです) Fax 0 6 - 6 7 6 5 - 5 0 2 0,

ご芳名 選挙区

以下の質問のご回答にを付け、またご記入をお願いいたします。

少子化社会を迎え,未成年の喫煙は100万人に上ると 厚生省調査で発表され、高校生の懲戒の半数は喫煙が理由に なっている現状で、25%前後に上る若い女性の喫煙増加と ともに,健康損失が深く憂慮されています。

今年は、「未成年者喫煙禁止法」制定100周年にあたり ますが,未成年の抜本的な喫煙対策のために,「未成年者喫 煙禁止法」の実効性のある法改定や,未成年者が自由に買え る自動販売機問題など,未成年者がたばこを入手できないよ うな抜本的な未成年者の喫煙対策が必要とお考えですか。

はい いいえ その他(自由回答)

問 2 子どもや未成年,妊婦を含め,非喫煙者の健康をたば こから守る法律が,わが国にはありません。

新世紀を迎えようとしている今,右下のような内容(素案) の<u>「非喫煙者及び未成年の健康をたばこから守</u> る法律」の制定が,わが国でも必要な時期が来ているとお 考えですか。

はい いいえ その他(自由回答)

問 3 このような内容の法律を,議員立法で成立させること に,お力とご協力をいただくことは可能でしょうか。

> はい いいえ その他(自由回答)

この法律制定を含め,たばこの健康問題改善のために <u>「議員連盟」を作り</u>,協力いただくことは可能でしょうか。

> はい いいえ その他(自由回答)

問 5 また、たばこと健康問題について、貴党で論議し、国 会で取り上げ、あるいは質問主意書を政府に提出いただくこ

とは可能でしょうか。

はい いいえ その他(自由回答)

問 6 あなたは、タバコをお吸いになりますか。

はい いいえ その他(自由回答)

以上に関連して, <u>コメントやご意見など</u>ございました ら、ご記入をお願いします。

【非喫煙者及び未成年の健康を たばこから守る法律(概要素案)】

第一条(目的) この法律は,非喫煙者の健康をたばこから守り, また未成年者がたばこを吸い始めないための社会環境を整備し、 もって国民の健康の増進に寄与することを目的とする。

第二条 国及び地方公共団体は,非喫煙者及び未成年者の健康をた ばこから守るために,施策を講じなければならない。

第三条 公共的施設,公共交通,教育施設,スポーツ施設,政令で 定める規模以上の飲食店の管理者,事業所の事業者,及び路上の 管理者は,非喫煙者がたばこの煙を吸わされないよう,建物,敷 地内及び路上を整備し,その旨表示し,遵守させるようにしなけ ればならない。

2 必要により喫煙指定場所を設ける場合は,たばこの煙を非喫煙 者が吸わされないよう設備し、喫煙指定場所の表示をしなければ

第四条 何びとも,不特定多数が利用する公共の施設,複数の勤務 者のいる事業所内では、喫煙指定場所以外で、また路上では禁煙 地域で,喫煙してはならない。

第五条 未成年者が購入することが可能な場所には,未成年者の 購入が可能なたばこ自動販売機を設置してはならない。 以上